

第 3 5 号議案

豊川市道路占用料等に関する条例の一部改正について

豊川市道路占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市道路占用料等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市道路占用料等に関する条例（昭和 4 8 年豊川市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
占用の 種 類	区分	単位	占用料	占用の 種 類	区分	単位	占用料
法第32 条第 1 項第 1 号に掲 げる工 作物	第 1 種電柱	1 本に つき 1 年	<u>990円</u>	法第32 条第 1 項第 1 号に掲 げる工 作物	第 1 種電柱	1 本に つき 1 年	<u>950円</u>
	第 2 種電柱		(略)	第 2 種電柱	(略)		
	第 3 種電柱		(略)	第 3 種電柱	(略)		
	第 1 種電話 柱		<u>880円</u>	第 1 種電話 柱	<u>850円</u>		
	第 2 種電話 柱		(略)	第 2 種電話 柱	(略)		
	第 3 種電話 柱		(略)	第 3 種電話 柱	(略)		
	その他の柱 類		<u>88円</u>	その他の柱 類	<u>85円</u>		
	(略)			(略)			
	路上に設け る変圧器	1 個に つき 1 年	<u>860円</u>	路上に設け る変圧器	1 個に つき 1 年	<u>830円</u>	
	地下に設け る変圧器	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>530円</u>	地下に設け る変圧器	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>510円</u>	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,800円</u>
	郵便差出箱		<u>740円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,200円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>37円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>53円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>79円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が0.3メ		<u>210円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,700円</u>
	郵便差出箱		<u>720円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,400円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>36円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150円</u>
	外径が0.3メ		<u>200円</u>

			一メートル以上 0.4メートル 未満のもの			一メートル以上 0.4メートル 未満のもの		
			外径が0.4メ ートル以上 0.7メートル 未満のもの		<u>370円</u>	外径が0.4メ ートル以上 0.7メートル 未満のもの		<u>360円</u>
			外径が0.7メ ートル以上 1メートル 未満のもの		<u>530円</u>	外径が0.7メ ートル以上 1メートル 未満のもの		<u>510円</u>
			外径が1メ ートル以上 のもの		<u>1,100円</u>	外径が1メ ートル以上 のもの		<u>1,000円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			<u>1,100円</u>	上空に設ける通路			<u>1,200円</u>
	地下に設ける通路			<u>660円</u>	地下に設ける通路			<u>710円</u>
	その他のもの			<u>1,800円</u>	その他のもの			<u>1,700円</u>
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1	<u>22円</u>		法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1

設			日	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>220円</u>
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第47 9号。 以下「 令」と いう。)第7 条第1 号に掲 げる物 件	看板 (アー チであ るもの を除く 。)	一時的 に設け るもの	表示面 積1平方 メートル につき1 月	<u>220円</u>
		その他の もの	表示面 積1平方 メートル につき1 年	<u>2,200円</u>
	(略)			
	旗ざ お	祭礼、 縁日等 に際し、 一時的 に設け るもの	1本に つき1 日	<u>22円</u>
		その他の もの	1本に つき1 月	<u>220円</u>
	幕（ 令第 7条 第4 号に 掲げ る工 事用		祭礼、 縁日等 に際し、 一時的 に設け	その面 積1平方 メートル につき1 日
				<u>22円</u>

設			日	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>240円</u>
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第47 9号。 以下「 令」と いう。)第7 条第1 号に掲 げる物 件	看板 (アー チであ るもの を除く 。)	一時的 に設け るもの	表示面 積1平方 メートル につき1 月	<u>240円</u>
		その他の もの	表示面 積1平方 メートル につき1 年	<u>2,400円</u>
	(略)			
	旗ざ お	祭礼、 縁日等 に際し、 一時的 に設け るもの	1本に つき1 日	<u>24円</u>
		その他の もの	1本に つき1 月	<u>240円</u>
	幕（ 令第 7条 第4 号に 掲げ る工 事用		祭礼、 縁日等 に際し、 一時的 に設け	その面 積1平方 メートル につき1 日
				<u>24円</u>

	施設であるものを除く。)	るもの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>220円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>2,200円</u>
		その他のもの		<u>1,100円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>	
令第7条第3号に掲げる施設		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>220円</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>180円</u>	
備考（略）				

	施設であるものを除く。)	るもの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>240円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>2,400円</u>
		その他のもの		<u>1,200円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>	
令第7条第3号に掲げる施設		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>240円</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>170円</u>	
備考（略）				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、道路占用に係る占用料の適正化を図る必要があるからである。